（緊急船舶指定証の交付及び備付け）

**第十七条**　令第五条の規定による指定は、緊急用務の範囲を定め、その範囲及び次に掲げる事項を記載した緊急船舶指定証を交付することによつて行なう。

一～三　（略）

2　令第五条の規定による指定を受けた船舶（以下「緊急船舶」という。）を使用する者（以下「緊急船舶使用者」という。）は、前項の規定により交付を受けた緊急船舶指定証を当該緊急船舶内に備え付けなければならない。

（緊急用務を行う場合の灯火等）

**第二十一条**　令第六条の国土交通省令で定める紅色の灯火は、少なくとも二海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分百八十回以上二百回以下のせん光を発する紅色の全周灯とする。

2　令第六条の国土交通省令で定める紅色の標識は、頂点を上にした紅色の円すい形の形象物でその底の直径が〇・六メートル以上、その高さが〇・五メートル以上であるものとする。

**第五節**　船舶の安全な航行を援助するための措置

（海上保安庁長官による情報の提供）

**第二十三条の二**　法第三十条第一項の国土交通省令で定める海域は、別表第三の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる海域とする。

2　法第三十条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話により行うものとする。

3　法第三十条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一～六　（略）

（情報の聴取が困難な場合）

**第二十三条の三**　法第三十条第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（航法の遵守及び危険の防止のための勧告）

**第二十三条の四**　法第三十一条第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

**第六節**　指定海域における措置

（指定海域への入域に関する通報）

**第二十三条の五**　法第三十二条の規定による通報は、指定海域に入域しようとする船舶が当該指定海域と他の海域との境界線を横切る時に、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話その他の適切な方法により行うものとする。ただし、当該船舶が船舶自動識別装置を備えている場合において、当該船舶自動識別装置を作動させているときは、この限りでない。

2　法第三十二条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項（簡易型船舶自動識別装置を備える船舶にあつては、当該簡易型船舶自動識別装置により送信される事項以外の事項に限る。）とする。

一　船舶の名称及び長さ

二　船舶の呼出符号

---

（緊急船舶指定証の交付及び備付け）

**第十七条**　令第四条の規定による指定は、緊急用務の範囲を定め、その範囲及び次に掲げる事項を記載した緊急船舶指定証を交付することによつて行なう。

一～三　（略）

2　令第四条の規定による指定を受けた船舶（以下「緊急船舶」という。）を使用する者（以下「緊急船舶使用者」という。）は、前項の規定により交付を受けた緊急船舶指定証を当該緊急船舶内に備え付けなければならない。

（緊急用務を行う場合の灯火等）

**第二十一条**　令第五条の国土交通省令で定める紅色の灯火は、少なくとも二海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分百八十回以上二百回以下のせん光を発する紅色の全周灯とする。

2　令第五条の国土交通省令で定める紅色の標識は、頂点を上にした紅色の円すい形の形象物でその底の直径が〇・六メートル以上、その高さが〇・五メートル以上であるものとする。

**第五節**　船舶の安全な航行を援助するための措置

（海上保安庁長官による情報の提供）

**第二十三条の二**　法第二十九条の二第一項の国土交通省令で定める海域は、別表第三の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる海域とする。

2　法第二十九条の二第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話により行うものとする。

3　法第二十九条の二第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一～六　（略）

（情報の聴取が困難な場合）

**第二十三条の三**　法第二十九条の二第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（航法の遵守及び危険の防止のための勧告）

**第二十三条の四**　法第二十九条の三第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

（新設）